

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定する。

令和7年2月17日提出

霧島市長 中 重 真 一

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第168号)の一
部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第285号)の一部を次
のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例(平成17年霧島市条例第287号)の一
部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(霧島市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 霧島市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年霧島市条例第50号)の一部を次
のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が令和6年6月26日に公布されたことに伴い、引用条項にずれが生じることから、関係条例の所要の改正をしようとするものである。